

質問書に対する回答
首都圏中央連絡自動車道 高谷川高架橋(下部工)北工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 11. 工事用道路の指定 11-1 工事用道路の指定	表下に「STA136+40～STA152+80間においては、上表に示す路線以外は全ての車両について使用することはできません。」とありますが、設計図 243/277 下部工施工計画図には、P2橋脚側にキャスターゲートの設置の旗揚げが記載されています。また、割掛対象表参考内訳書 準備工事費 工事車両泥落とし装置費【STA136+60付近(乾式)】:1基、6ヶ月と記載されています。P2橋脚からP6橋脚に使用する工事用車両は、直接、県道45号に出入りをしてはいけませんか。	特記仕様書11-1に示すとおり、P2橋脚からP6橋脚に使用する工事用車両については、直接県道45号に出入り可能です。
2	設計図 243/277 下部工施工計画図	P7橋脚付近に町道1BL-0165号線の迂回路の記載がありますが、工事施工中はこの道路を地元住民の方が使用されるのでしょうか。使用される場合、この迂回路の両脇にキャスターゲートの設置が必要だと思われます。	工事施工中も地元住民の方が使用します。キャスターゲートの設置について、現場条件等により、監督員が必要と認めた場合については、別途協議事項とお考えください。
3	単価表 1 2-(6) 構造物掘削 特殊部A1	P6橋脚からP12橋脚の他工事から引き継ぐ鋼矢板の賃料期間は、工事契約日から撤去完了日までと考えればよろしいのでしょうか。ご教示ください。	他工事施工済の鋼矢板の賃料については、本工事に含まれていないため、契約締結後に別途協議事項とお考えください。
4	設計図 233/277 構造物掘削 鋼矢板転用計画(参考)	P7橋脚とP16橋脚の備考欄にP11橋脚に94枚転用とありますが、P11橋脚において設置の必要枚数は94枚なので、94枚多いと思います。どの様に考えればよいかご教示ください。	現在内容確認中ですので、確認出来次第お知らせいたします。
5	設計図 233/277 構造物掘削 鋼矢板転用計画(参考)	P1橋脚の備考欄に「P6へ32枚転用、P13へ30枚転用」とありますが、再利用枚数は「32枚」となっています。転用はどの様に考えればよいかご教示ください。	現在内容確認中ですので、確認出来次第お知らせいたします。
6	単価表 22 特-(2) 作業ヤード整備工 置換工 C-40	特記仕様書 23. 補足事項 23-7 材料調達に伴う変更 23-7-1 対象となる資材等 において、C-40の調達地域等が茨城県笠間市となっていますが、運搬距離が片道100km程度あり高速自動車道路を使用しなければ、1回の往復で5時間以上掛かります。碎石の単価は運搬費が考慮されているのでしょうかご教示ください。	積算に関する質問については、お答えできません。

質問書に対する回答
首都圏中央連絡自動車道 高谷川高架橋(下部工)北工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
7	単価表 22 特-(2) 作業ヤード整備工 置換工 C-40	C-40の採取場が非常に遠方であるため、C-40の供給を安定化するため場内に仮置場を設置する必要があると思われます。仮置場を設置した場合、仮置場での集積、積込、仮置場から埋戻し施工場所までの運搬等の作業が発生します。これらの作業は変更協議対象となりますでしょうか。	現場条件等により、監督員が必要と認めた場合については、別途協議事項とお考えください。
8	設計図 267/277 自立式土留工図(その3)	施工中において、成田用水防護工は図面の位置に存置した状態でしょうか。また、存置された状態であるとするると通行時の重量等の制限事項はあるのでしょうかご教示ください。	設計図269/277に示すとおり、他工事施工により防護した状態です。通行時の重量等の制限事項については、閲覧資料 第32編 成田用水防護工計算書をご確認ください。
9	13 工事工程表 及び 設計図 267~273/277 自立式土留工図(その1~7)	左記の資料より、自立式土留工はブロック①~⑤においては①より終点側に、ブロック⑦~⑩においては⑩より起点側に施工するようになっています。進行方向側のブロック境の鋼矢板(橋軸直角方向を指す)は、そのブロックの施工完了後、残置して次ブロックの鋼矢板打込み施工を行うと考えればよろしいでしょうか。例として、ブロック①・②境の鋼矢板は、ブロック①の施工完了時に引抜くのではなく、ブロック②完了後に引抜きを行うという考え方です。このため、ブロック境の鋼矢板の賃料期間は、打込みから次ブロックでの引抜きまでの期間で計上されていると考えてよろしいでしょうか。この期間で計上されていない場合は、受注後の変更協議事項と考えればよろしいでしょうか。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
10	設計図 269/277 自立式土留工図(その3) 設計図 275/277 置換工 鋼矢板転用計画(参考)	設計図 269/277 自立式土留工図(その3) ブロック⑤材料表において、数量は55+8+71=134枚とありますが、設計図 275/277 鋼矢板転用計画(参考)の数量表では、ブロック⑤の設計枚数は197枚となっています。自立式土留工図(その3)の数量は、平面図からブロック⑥との境の25.186m(63枚)の鋼矢板の数量分が計上されていないと思われます。ブロック⑥境の鋼矢板は現場に存置しているのでしょうかご教示ください。また、鋼矢板が存置していない場合、積算は134枚の数量で、打込み、引抜き、鋼矢板賃料、仮設材運搬費を計上し、受注後の変更協議事項と考えればよろしいでしょうか。	設計図245、269/277に示すとおり、ブロック⑤と⑥の境の鋼矢板については、他工事にて施工済みとお考えください。

質問書に対する回答
首都圏中央連絡自動車道 高谷川高架橋(下部工)北工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
11	設計図 270/277 自立式土留工図(その4)	ブロック⑦材料表において、数量は、1期線側:128+36=164枚、共通:75枚、2期線側:84枚、合計323枚とあります。しかし、平面図の寸法から、1期線側: $11.000 \div 0.4=27.5 \div 28$ 枚、 $45.580 \div 0.4=113.95 \div 114$ 枚、 $18.904 \div 0.4=47.26 \div 48$ 枚、小計190枚、共通: $30.053 \div 0.4=75.133 \div 76$ 枚、2期線側: $10.800 \div 0.4=27$ 枚、 $14.686 \div 0.4=36.715 \div 37$ 枚、 $18.709 \div 0.4=46.773 \div 47$ 枚、小計111枚 合計377枚と54枚の数量に差が生じます。ブロック⑦の起点側の鋼矢板は現場に存置しているのでしょうかご教示ください。また、鋼矢板が存置していない場合、積算は190枚の数量で、打込み、引抜き、鋼矢板賃料、仮設材運搬費を計上し、受注後の変更協議事項と考えればよろしいでしょうか。	設計図245、270/277に示すとおり、ブロック⑥と⑦の境の鋼矢板については、他工事にて施工済みとお考えください。
12	単価表 22 特-(2) 作業ヤード整備工 置換工 C-40	積算時の割増率は、土木工事積算基準 令和3年度版 P7-5から $a=0.03$ としているのでしょうかご教示ください。また、清算時の割増率は、同ページにあるようにモデル施工により決定すると考えてよろしいでしょうかご教示ください。	積算に関する質問については、お答えできません。
13	構造物掘削 鋼矢板による締切り	鋼矢板締切りの寸法が単位巾40cmで割り切れない辺部は、異形鋼矢板で施工を行うのでしょうかご教示ください。異形鋼矢板を使用しない場合は、掘削等の数量は受注後の変更協議事項と考えればよろしいでしょうか。	設計図書に示す鋼矢板締切りの辺長については、構造物掘削に必要な長さを規定しているため、鋼矢板の数量については、余長を含む数量です。したがって、異形鋼矢板は使用しないものとお考えください。
14	作業ヤード整備工 鋼矢板による締切り	鋼矢板締切りの寸法が単位巾40cmで割り切れない辺部は、異形鋼矢板で施工を行うのでしょうかご教示ください。また、鋭角な場所も通常の鋼矢板では閉合できませんのでこの部分も異形鋼矢板で施工を行うのでしょうか。異形鋼矢板を使用しない場合は、掘削等の数量は受注後の変更協議事項と考えればよろしいでしょうか。	設計図書に示す鋼矢板締切りの辺長については、作業ヤード整備工に必要な長さを規定しているため、鋼矢板の数量については、余長を含む数量です。したがって、異形鋼矢板は使用しないものとお考えください。